

特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項
(特定費目の外貨建費目のみ)

第1条 特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について、別に定める特約条項における代金の確定時までに、為替差損を乙の負担としないことを基本として甲・乙協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。

第2条 前条の規定による代金の確定は、平成 年 月 日までに行うことを目途とする。

第3条 第1条の場合において、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置をとるものとし、これに等しい場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置をとるものとし、これを超える場合は第1条の協議の結果を待って所要の措置をとるものとする。

第4条 乙は、代金の確定年度の前年度から要確定費目金額表に掲げる当該費目の実績額を付す付紙様式により、甲に報告するものとする。

第5条 報告の提出は、各四半期終了1ヶ月以内とし、その開始期間は、代金の確定目途日の一年前からとする。ただし、外貨建費目がすべて既決済となり、その報告があったものについてはそれ以降の報告は必要としない。

付紙様式

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
第2補給処十条支処調達課長 殿

住 所
会社名
代表者

外貨建費目額見込報告書

下記の契約について、平成 年 月 日現在の外貨建費目見込額を次のとおり報告します。

記

1. 統制番号
(調達要求番号)
2. 品 名
3. 契約期限
4. 契約金額
5. 外貨建費目見込額

	原契約外貨建費目額 (A)	外貨建費目既決済額 (B)	外貨建費目未決済額 (C)	外貨建費目総額 (B) + (C)	予想為替差益又は差損 (A) - (B) - (C)
外貨額					
円貨					

注：外貨建費目未決済額については、現在のレートを使用する。

代金の確定に関する特殊条項

(適用範囲)

第1条 この規定は、代金の確定に関する特約条項を付した契約に適用する。

(発生費用の報告)

第2条 代金の確定に関する特約条項第11条第1項の規定にかかわらず、乙が基本契約条項に定める役務を実施するために要した

- * 費用を 月から月毎にとりまとめ翌月の 日までに、
費用を役務通知の都度速やかに、
費用が契約金額の %に達した場合又は超えることが予想される場合は、速やかに
部品材料代価の費用が %に達した場合又は超えることが予想される場合は、速やかに
発生費用報告書(別紙様式)により甲に報告するものとする。

注: *印は、契約の内容により選択して使用すること。

別紙様式
平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

発生費用報告書

次の契約に係わる [月分 の発生費用を次のとおり報告します。
* 役務通知番号 号分
役務(契約金額の %)
役務(部品材料代価の %)

契約番号(年月日)	契約金額	円
統制番号		
契約件名		
発 生 費 用 内 訳	今回の発生費用額	円
	前回報告までの発生費用累計額 ※1	円
	発生費用累計総額 ※1	円
	契約金額からの差引残高	円
※2 特記事項		

注: 1. ※1の金額は、契約金額(変更契約を含む)に含まない金額を記載する。

2. ※2の特記事項欄には、発生見込額、その他必要事項を記載する。

3. 発生費用額及び発生見込額の内訳を添付すること。

*印は、契約の内容により選択して使用すること。

上記報告について、下記のとおり回答する。

記

調 契 第 号
平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長

代金の確定等に関する特殊条項(委託整備)

第1章 代金の確定に関する特殊条項

(適用範囲)

第1条 この規定は、代金の確定に関する特約条項を付した契約に適用する。

(発生費用の報告)

第2条 乙は、基本契約条項に定める委託整備を実施するために要した費用を月ごとに
とりまとめ、別紙様式第1により甲に報告するものとする。

2 前項の報告の時期は、原則として翌月の10日とする。

第2章 部分払に関する特殊条項

(適用範囲)

第3条 この規定は、部分払に関する特約条項(以下「特約条項」という。)を付した契約に
適用する。

(整備工数等明細書の提出)

第4条 乙は、部分払の請求をしようとする場合は、当該請求部分に係る期間において基
本契約条項に定める委託整備に要した直接工数を別紙様式第2及び第3により提出する
ものとする。

2 甲は、前項に係る費用を確定し特約条項第2条に定める支払条件の範囲内の部分払を行
うものとする。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長 殿

住 所
会社名
代表者名

発生費用報告書

次の契約に係る委託整備の 月分の発生を次のとおり報告します。

統制番号(要求番号)		
契約番号(年月日)		
契約金額		
契約件名		
委託整備実施場所		
発 生 費 用 内 訳	直 接 工 数	H
	加 工 費	円
	直 接 経 費	円
	今回の発生額(計)	円
	前回報告までの発生累計額	円
	発生費用累計総額	円
	契約金額からの差引残高	円
特 記 事 項		

整備工数等明細書

(事業所)

1/2

整備実施期間		年月日～年月日		
整備区分		単位	整備数量	工数
航空機等の整備作業 計画整備	定期検査(PE)	150H	機	WC工数 付帯工数
		300H	機	WC工数 付帯工数
		600H	機	WC工数 付帯工数
	定期交換品目の定期交換	P/N FDM244-1		交換工数 付帯工数
		P/N 45-521212-14,-15		交換工数 付帯工数
		P/N 230-384035-1		交換工数 付帯工数
		P/N TM-380008-1		交換工数 付帯工数
		P/N 230-389023-1		交換工数 付帯工数
		P/N HC-B3TF-7A/T10173N-18		交換工数 付帯工数
		P/N C-3630-2		交換工数 付帯工数
		P/N 230-389030-1		交換工数 付帯工数
		P/N MS25038-4		交換工数 付帯工数
		P/N KEA-1		交換工数 付帯工数
		P/N 250-B17F		交換工数 付帯工数
		P/N 23003114		交換工数 付帯工数
		P/N 23065108		交換工数 付帯工数
		P/N 6890917		交換工数 付帯工数
		P/N 23032241		交換工数 付帯工数
		P/N 6875708		交換工数 付帯工数
		P/N 23053190		交換工数 付帯工数
	その他			
その他、TO等により実施時期の定まった次の整備作業	特別検査	主翼及び水平・垂直安定板取付け ボルトの締付トルク確認		検査工数 付帯工数
		オイル・フィルタ点検		検査工数 付帯工数
		その他		
	暦日検査	30日検査	機	検査工数 付帯工数
		90日検査	機	検査工数 付帯工数

		整備区分	単位	整備数量	工数	
整航空機業等の 備空作機業等の 外整備	計画	航空機機体定期修理のための差出し準備	機			
		航空機の配属換に伴う整備	機			
		航空機受入検査	機			
		TCTOに基づく作業(別紙による)				
		その他				
整救備命作業備品等の 備命作業備品等の 外整備	計画	日々点検				
		暦日点検				
		定期検査				
		その他、TO等で実施時期の定まった次の整備作業				
		定期交換品目の定期交換(関連TOによる)				
		交付前検査				
計画外整備						
整地備上作器業材等の 備上作器業材等の 外整備	計画	日々点検				
		定期検査				
		構成品の定期交換				
		その他、TO等で実施時期の定まった次の整備作業				
		定期修理のための差出し準備				
		受入検査				
計画外整備						
計測器等の整備作業						
その他の整備作業						
合計						

所長確認印

TCTOに基づく作業

NO.	TCTO番号	単位	整備数量	工数
1		機		
2		機		
3		機		
4		機		
5		機		
6		機		
7		機		
8		機		
9		機		
10		機		
合計				

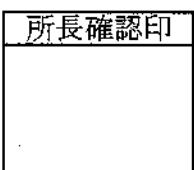
整備工数等明細書

(事業所)

1/2

整備実施期間		年月日～年月日		
整備区分		単位	整備数量	工数
教育用航空機の整備作業	機体・エンジンの点検及び検査			
		機		
		機		
		機		
		機		
	定期交換品目の定期交換	P/N FDM244-1		交換工数 付帯工数
		P/N 45-521212-14,-15		交換工数 付帯工数
		P/N 230-384035-1		交換工数 付帯工数
		P/N TM-380008-1		交換工数 付帯工数
		P/N 230-389023-1		交換工数 付帯工数
		P/N HC-B3TF-7A/T10173N-18		交換工数 付帯工数
		P/N C-3630-2		交換工数 付帯工数
		P/N 230-389030-1		交換工数 付帯工数
		P/N MS25038-4		交換工数 付帯工数
		P/N KEA-1		交換工数 付帯工数
		P/N 250-B17F		交換工数 付帯工数
		P/N 23003114		交換工数 付帯工数
		P/N 23065108		交換工数 付帯工数
		P/N 6890917		交換工数 付帯工数
		P/N 23032241		交換工数 付帯工数
		P/N 6875708		交換工数 付帯工数
		P/N 23053190		交換工数 付帯工数
	その他			
その他、TO等により実施時期の定まった次の整備作業	特別検査	主翼及び水平・垂直安定板取付け ボルトの締付トルク確認		検査工数 付帯工数
		オイル・フィルタ点検		検査工数 付帯工数
		その他		

整備区分		単位	整備数量	工数
の教 育	計 画	航空機機体定期修理のための差出し準備	機	
備用	整外	航空機の配属換に伴う整備	機	
作航	備	航空機受入検査	機	
業空 機		その他		
		その他の整備作業		
		合計		



本邦以外の地において納入する燃料に係る特殊条項
(関税等の減免税手続等)

第1条 乙は、本邦以外の地において契約物品が「減免税」の適用（規定）がある場合は、納入に先立ち当該物品に係る減免税の手続をとらなければならない。
この場合、甲は乙に協力するものとする。

(給油費用)

第2条 給油に必要な役務の費用は、契約金額に含まれるものとする。

(納入方式)

第3条 乙は、納入場所における航空機にイントゥプレーン方式で納入するものとする。
(納入指示書)

第4条 甲は、この契約において、乙に対して納入を指示する場合は、その必要の都度、納入指示書（別紙様式第1）を交付して納入日時、納入場所及び納入数量に関し、乙に指示するものとする。

(給付の終了の届出)

第5条 乙は、契約物品の給油の都度、給付の終了した部分について、速やかに、受領検査官に対し、納品書によりその旨を届け出るものとする。

(納入数量の把握等)

第6条 乙は、納入数量を常に把握し、契約数量を超過してはならない。
ただし、運行に支障を期すと思われる場合は、甲乙協議するものとする。

(受領検査における数量の確認)

第7条 甲は、納入数量の確認にあたり、乙又は乙の指定業者の給油装置の指示器により確認するものとする。

(契約の変更)

第8条 基本条項第34条第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときは、その他相当と認めるときは、甲乙協議のうえ、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うことができるものとする。

(概算価格の報告)

第9条 乙は、納入指示書に基づく納入が完了した場合は、当該納入に要した費用を集計し、概算価格報告書（別紙様式第2）3部を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

納入指示第 号
平成 年 月 日

殿

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊 第2補給処
十条支処調達課長

納 入 指 示 書

本邦以外の地において納入する燃料に係る特殊条項に基づき、次のとおり指示します。

契約内容	統制番号		契約件名	
	契約番号		契約履行期限	
	契約年月日		納地	
納入指示内容	納地（搬入地）	納入数量（概算）	納入予定日	

分任支出負担行為担当官

航空自衛隊 第2補給処

十条支処調達課長 殿

住所

会社名

代表者名

概 算 価 格 報 告 書

次の契約に係る概算価格を次のとおり報告します。

契約内容	統制番号		契約件名	
	契約番号		契約履行期限	
	契約年月日		納地	
	納入指示書番号			
	前回までの概算累計額（累計数量）			
	今回の概算価格（数量）			
	概算累計額（累計数量）			
	契約金額差引残額			
内容	概算価格内訳			

本邦以外の地において納入する燃料に係る代金の確定に関する特殊条項

甲及び乙は、代金の確定に関し、次の特殊条項を定める。

(総則)

第1条 乙に支払われる代金の金額は、この特殊条項の定めるところに従い、確定するものとする。

(契約金額)

第2条 この契約に定める契約金額は、概算の金額とする。

(代金の確定)

第3条 代金の確定は、平成 年 月 日を目途とする。

2 代金の確定の対象となる数量は契約数量をもって基準とする。

(確定計算価格)

第4条 この契約において「確定計算価格」とは、乙がこの契約履行のために支出、又は負担した費用をいう。

2 別紙の代金の確定に関する計算基準（以下「計算基準」という。）に基づき計算し、甲乙協議して確定するものとする。

(確定計算価格見積書等の提出)

第5条 乙は、前条第2項に定める計算基準に基づき計算した確定計算価格見積書を平成23年3月31日までに提出するものとする。

2 甲は、前項の確定計算価格見積書のほか、乙がこの契約の履行のために支出、又は負担した費用を証する書類その他、当該費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

3 前項に定める確定計算価格見積書、費用を証する書類及び確認する書類の提出を怠り、又は遅延した場合は、甲の査定するところにより代金を確定することができる。

(報告の義務)

第6条 乙は、この契約の履行について次の各号に該当する場合は、書面により甲に速やかに報告しなければならない。

ただし、第2項については、概算契約における超過見込額報告書（別紙様式）により報告し、超過見込額及びその理由を付するものとする。

(1) 既納部分の累計額が概算契約金額の80%に達した場合

(2) 代金の確定見込額が概算契約金額を超過すると見込まれる場合

(金額の変更等)

第7条 代金の精算の対象となる数量、単価、又は金額の合計額を変更するため協議することができる。

代金の確定に関する計算基準

公表単価 引渡日（給油日）の公表単価

為替レート 現地引渡日と同月同日の東京為替市場のU.S.\$等価換算終値

積込み経費 引渡日のものと示されている場合はその金額、示されていない場合は実績額

特別経費 引渡の時甲の都合により発生した費用とし、実績額に基づき甲乙協議して定める。

税金 関税その他の租税で実績額として計上され乙から報告された場合とする。

実績額等を証する書類 (1) 公刊資料等により公表される単価
(2) 外地会社の納品書（甲に対するもの）
(3) 外地会社の領収書、又は乙の負担すべき費用の支払請求書（乙に対するもの）
(4) その他甲が必要と認める書類

分任支出負担行為担当官

航空自衛隊第2補給処十条支処調達課長 殿

住所

会社名

代表者名

概算契約における超過見込額報告書

標記について、下記契約に係る費用の超過見込額を、本邦以外の地において納入する燃料に係る代金の確定に関する特殊条項第6条の規定により報告いたします。

記

- 1 統制番号
- 2 契約番号（年月日）
- 3 契約品名
- 4 契約金額
- 5 納期
- 6 確定期限
- 7 過不足額及び理由
（具体的に）

本格的なPBLの導入に資するF100エンジン用部品の取得特別 契約条項

第1章 総則

(契約の目的等)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書(以下「仕様書等」という。)に定めるところに従い、契約物品の製造及び役務を行い、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

2 特約条項を定めている場合は、当該特約条項の定めるところに従い代金の金額を確定するものとする。

(債権の引受け等の承認)

第3条 乙は、次に掲げる場合、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 契約物品の製造及び役務の主要部分を第三者に請け負わせる場合。ただし、契約物品の製造及び役務の全部を第三者に請け負わせることはできない。

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 契約物品の製造及び役務の主要でない部分(軽易なものを除く。)を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、契約物品の製造及び役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につき、その責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有

する契約上の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 乙が前項の必要な措置を講じなかつたことにより、甲が損害を受けた場合は、甲に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第 7 条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

- 2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

- 3 乙は、前項の説明に従つたことを理由として、この契約に定める疑義の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第 8 条 仕様書の定めるところにより、乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本(以下「承認図面等」という。)は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となつたものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

- 2 乙は、承認図面等に従つたことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(監督官等の派遣)

第 9 条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他関係場所に派遣するものとする。

- 2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。
- 3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。
- 4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第 10 条 納入場所までの輸送(梱包を含む。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第 2 章 契約の履行

第 1 節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第 11 条 乙が、この契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等(以下「官給品等」という。)の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書及び仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第 12 条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書及び仕様書と照合の上、異状(品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合も同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を断続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の性質に起因する契約物品のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲の負担とする。

(官給品等の返還)

第 13 条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを甲の指定する者に返還するとともに、使用した官給品等について使用仕訳書又は使用部品明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

- 2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第 2 節 監督及び完成検査

(監督)

第 14 条 甲の指名した監督官は、乙の行う契約物品の製造及び役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合、第7条第3項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第15条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、製造及び役務を行った契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならぬ。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、乙が行った製造及び役務に関し契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならぬ。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第16条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第3節 納入

(持込みの予定期日等の通知)

第17条 乙は、製造及び役務を行った契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。

(給付の終了の届出)

第18条 乙は、各年度の納入期間終了後、5日以内に業務完了書（別紙様式）を検査官の確認を得たのち、甲に提出しなければならない。ただし、最終年度については、契約納期までに提出するものとする。

2 乙は、製造及び役務を行った契約物品を持ち込んだ場合は、直ちに納品書、その他必要な書類を添えてその旨を検査官に届出なければならない。

(受領検査)

第19条 甲は、前条第2項の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検

査官により受領検査を実施させるものとする。

- 2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。
- 3 受領検査においては、納品書及び、その他必要な書類を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否により合格又は不合格の判定を行うものとする。
- 4 前項の判定は、前条の届出があった日から 14 日以内にしなければならない。
- 5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。
- 6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。
- 7 受領検査を受けるのに必要な経費は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第 20 条 甲は、製造及び役務契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において不合格とされた製造及び役務の契約物品を引き取るのに必要な期間は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(所有権の移転)

第 21 条 製造を行った契約物品の所有権は、甲が受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

2 納入のために必要な包装等の所有権は、仕様書に特に定めのあるものを除き、甲が製造及び役務の行われた契約物品を受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

(受領書の交付)

第 22 条 甲は、製造及び役務を行った契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(契約物品の保管)

第 23 条 甲が契約物品を受領後これを工場から搬出するに必要な期間は、甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第 4 節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第 24 条 乙は、業務完了書を届出た場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から 30 日

以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の例外)

第 25 条 甲は、特約条項の定めるところにより前金払をおこなう。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第 26 条 甲は、約定期間(第 24 条第 3 項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合、約定期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年 2.8 パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第 19 条第 4 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第 27 条 甲は、第 43 条第 1 項の規定により違約金を徴収し、又は同条第 2 項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかつたときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第 28 条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第 5 節 履行期限の猶予及び履行遅滞

(履行期限の猶予)

第 29 条 乙は、理由を添えて、履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで履行期限を猶予することができる。

3 乙は、履行期限を過ぎた後においても、第 1 項の申請をすることができる。

(延納金)

第 30 条 乙は、前条第 2 項の規定により履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1 日につき 0.1 パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならぬ。ただし、延納分に相当する代金の 10 パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求める不相当とする日数を除いた日数をいう。

- (1) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の履行期限の翌日から納入した日までの日数
- (2) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の履行期限の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数
- (4) 履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用において、納入は第 18 条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第 1 項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年 5 パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第 31 条 乙は、製造及び役務を行った契約物品の納入が履行期限に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1 日につき 0.3 パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならぬ。

2 前項において「遅滞日数」とは、履行期限の翌日から遅滞分を納入した日(履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日)までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前項の規定の適用においては、納入は第 18 条の届出があった時にされた

ものとみなす。

- 4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第1項の遅滞金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該遅滞金に対し、年5パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

第3章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第32条 乙は、理由のいかんを問わず履行期限までに製造及び役務を行った契約物品を納入する見込みがなくなった場合、製造及び役務を行った契約物品を納入することができなくなった場合又は第34条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第33条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、製造及び役務を行った契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は製造及び役務を行った契約物品を納入する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、製造及び役務を行った契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は当該契約物品の納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金(乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保証金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第34条 製造及び役務を行っている間に事故が発生した場合において、製造及び役務を継続すべきときは、その損害は次項から第4項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の事故が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。

3 第1項の事故が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。

4 第1項の事故が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。

5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(官給品等の滅失又は損傷)

第 35 条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(契約物品のかし)

第 36 条 乙が行った製造及び役務に関し納入された契約物品にかしがある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときはその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約物品のかしが、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求の際、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第 1 項の契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第 41 条により契約を解除することができる。この場合において、甲は、返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は、返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約解除の通知は、第 1 項の契約物品の納入の日(乙が当該かしにつき知つて告げなかつた場合は、当該かしが発見された日)から 1 年内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以降に到来することとなつているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から 2 週間を経過する日までこの期間を延長する。

5 乙は、前項に規定する通知があつた場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。

6 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。

7 前各項の規定は、第 1 項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品になお当該修補に係るかしがある場合に準用する。

8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第 4 章 契約の変更等及び解除

第 1 節 契約の変更等

(契約の変更)

第 37 条 甲は、乙の行う製造及び役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、履行期限、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に關しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。

3 第 1 項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

4 第 1 項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。

5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期、履行期限その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

(支払限度額の変更)

第 38 条 甲は、年度ごとの業務完了書確認の結果、支払限度額の内容に変更が生じた場合は、乙と協議を行い、年度ごとの支払限度額の範囲内で、各年度末までに変更契約を行うものとする。

(事情の変更)

第 39 条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約の定めるところを変更するため協議することができる。

2 前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合は、第 37 条第 3 項の規定を準用する。

(製造及び役務の一時中止)

第 40 条 甲は、製造及び役務が完了するまでの間において、その製造及び役務を一時中止させることができる。

2 甲が製造及び役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、製造及び役務再開の日から 30 日以内に文書により行わなければならない。

4 製造及び役務を一時中止した後再開した場合の納期、履行期限については、第 37 条第 5 項の規定を準用する。

第 2 節 契約の解除

(甲の解除権)

第 41 条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が製造及び役務を行った契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が製造及び役務を行った契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第 42 条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第 43 条 甲は、第 41 条第 1 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の 10 パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第 30 条第 4 項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第 44 条 甲は、第 41 条第 2 項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が製造及び役務を行った契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第 42 条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前 2 項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により行わなければならない。

第 5 章 秘密の保全

(秘密の保全)

第 45 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実にしなければならない。

第 6 章 雜則

(調査)

第 46 条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定

等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資料の提出又は指示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前 2 項に規定する調査に協力するものとする。

(効力発生の時期)

第 47 条 甲から乙に対する文書の通知は甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は甲が受信した日から、それぞれ効力が発生するものとする。

(その他)

第 48 条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第 49 条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

別紙様式（第18条関係）

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長 殿

住 所
会社名
代表者名 印

業 務 完 了 書

下記契約の仕様書 の要求に基づき契約物品の納入及び作業が完了したので、特別契約条項第18条に基づき以下のとおりお届けします。

1 納入状況

2 作業期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 実施作業の概要

記

統 制 番 号：

契約番号（契約年月日）：

品 名：

数 量 単 位：

納 期：

平成 年 月 日

上記届出の内容について相違がないことを確認した。

受領検査官 所 属

階 級

氏 名

印

T-7用部品におけるPBLの導入特別契約条項

第1章 総則

(契約の目的等)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書並びに参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書(以下「仕様書等」という。)に定めるところに従い、この契約書に記載された契約物品につき役務を行い、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

2 特約条項を定めている場合は、当該特約条項の定めるところに従い代金の金額を確定するものとする。

(債権の引受け等の承認)

第3条 乙は、次に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の主要部分を第三者に請け負わせる場合。ただし、役務の全部を第三者に請け負わせることはできない。

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人等の届出)

第4条 乙は、次に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲に届出なければならない。

- (1) この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合
- (2) 役務の主要でない部分(軽易なものを除く。)を第三者に請け負わせる場合

(下請負)

第5条 乙は、役務を第三者に請け負わせる場合においても、この契約により乙の義務とされている事項につきその責めを免れない。

(特許法等上の権利の侵害の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たり、第三者の有する特許法、実用新案法若しくは意匠法上の権利又は技術上の知識に関し第三者が乙に対して有する契約上の権利を侵害することのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が、前項の必要な措置を講じなかつたことにより、甲が損害を受けた

場合は、甲に対してその賠償を請求することができる。

(契約書及び仕様書の優先並びに仕様書等の疑義)

第 7 条 参考として仕様書に添付された図面、見本及び図書が、契約書及び仕様書に定めるところと矛盾する場合は、契約書及び仕様書が優先する。

2 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

3 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める疑義の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(図面等の承認)

第 8 条 仕様書の定めるところにより、乙が図面又は見本を作成して甲の承認を受けた場合は、当該図面又は見本(以下「承認図面等」という。)は参考として仕様書に添付された図面又は見本の一部となつたものとみなす。承認図面等が参考として添付された図面、見本又は図書に定めるところと矛盾する場合は、承認図面等が優先する。

2 乙は、承認図面等に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が、当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(監督官等の派遣)

第 9 条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他職員(以下「監督官等」という。)を乙の営業所、工場その他関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び業務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(輸送費)

第 10 条 納入場所までの輸送(梱包を含む。)に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第 2 章 契約の履行

第 1 節 契約物品の引渡し等

(契約物品の引渡し及び保管)

第 11 条 乙が、役務を行うために引渡しを受ける契約物品の品目、引渡しを受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書及び仕様書の定めると

ころによる。

- 2 乙は、契約物品の引渡しを受ける場合は、これに立ち会い、契約書及び仕様書と照合の上、異状の有無を確認するものとし、異状を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出てその指示を受けるものとする。
- 3 乙は、契約物品の引渡しを受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 4 乙は、契約物品を使用し、又は利用してはならない。
- 5 乙は、契約物品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 6 契約物品の引取り及び保管に必要な経費は、代金に含まれるものとする。

(発見役務の届出)

第 12 条 乙は、契約書及び仕様書等により役務を行うべきこととされている箇所以外に、契約物品について役務を行うことを相当とする箇所を発見した場合は、速やかに甲に届出なければならない。

第 2 節 官給品等

(官給品等の支給及び貸与)

第 13 条 乙が、この契約の履行のため支給又は貸与を受ける材料、部品、機器、治工具、測定具等(以下「官給品等」という。)の品目、数量、支給又は貸与を受ける期日及び場所その他必要な事項は、契約書及び仕様書の定めるところによる。

(官給品等の保管、引取り等)

第 14 条 乙は、官給品等の支給又は貸与を受ける場合は、これに立ち会い、品目、数量等について、契約書及び仕様書と照合の上、異状(品質又は規格が使用に不適当な場合を含む。以下同じ。)の有無及び数量の過不足を確認するものとし、異状又は数量の過不足を発見した場合は、直ちに甲の指定する者に申し出て、その指示を受けるものとする。後日、異状及び数量の過不足を発見した場合も同様とする。

- 2 乙は、官給品等の支給又は貸与を受けた場合は、これと引換えに受領書を甲の指定する者に提出するものとする。
- 3 乙は、官給品等をこの契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。ただし、甲の指定する者を経由して甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 4 乙は、官給品等を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 5 乙は、官給品等について、出納及び保管の帳簿を備え、その受払を断続的に記録整理し、その状況を明らかにしなければならない。
- 6 官給品等の性質に起因する契約物品のかしについては、乙は、この契約に定める責めを免れる。ただし、乙が官給品等の異状を知って速やかに甲に告げなかつたときは、この限りでない。
- 7 官給品等の引取り及び保管に必要な費用は、代金に含まれるものとする。
- 8 官給品等の異状を甲の指示により乙が修補した場合は、その費用は、甲

の負担とする。

(官給品等の返還)

第 15 条 乙は、支給又は貸与を受けた官給品等につき、必要がなくなった場合は、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、返品書及び使用明細書を添えてこれを甲の指定する者に返還するとともに、使用した官給品等について使用仕訳書又は使用部品明細書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 返還に必要な費用は、甲の負担とする。

第 3 節 監督及び完成検査

(監督)

第 16 条 甲の指名した監督官は、乙の行う契約物品の製造及び役務について、契約書、仕様書等及び甲の定める監督検査実施要領に基づき、甲が必要と認めた場合又は乙の申請があった場合において、立会い、指示、審査、確認その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合、第 7 条第 3 項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査)

第 17 条 乙は、契約書又は仕様書等において完成検査を行わないこととされている場合を除き、役務を行った契約物品を納入場所に送付するのに先立ち、乙が行った役務に関し、甲の完成検査を受けなければならない。

2 完成検査は、甲の指名した検査官により、契約書、仕様書等及び甲の定めた完成検査実施要領に基づいて行われるものとする。

3 完成検査においては、乙が行った役務に関し契約物品の品質が契約書及び仕様書等に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 検査官は、前項の規定により合格と判定した場合は、速やかに完成検査合格証を乙に交付するものとする。

5 乙は、完成検査に立ち会わなければならない。

6 完成検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(完成検査の期日及び場所)

第 18 条 乙は、完成検査を受けようとする期日及び場所について甲に申請するものとする。

2 甲又は乙は、完成検査の実施の期日又は場所を変更する必要が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知し、協議のうえ新たな期日又は場所を定めなければならない。

3 乙は、完成検査の期日までに、必要な準備を完了しなければならない。

第 4 節 納入

(持込みの予定期日等の通知)

第 19 条 乙は、役務を行った契約物品を納入場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ持込みの予定期日その他必要な事項を納入場所の検査官に通知しなければならない。

(給付の終了の届出)

第 20 条 乙は、各年度の納入期間終了後、5 日以内に業務完了書（別紙様式）を検査官の確認を得たのち、甲に届出なければならない。ただし、最終年度については、契約納期までに届出るものとする。

2 乙は、役務を行った契約物品を持ち込んだ場合は、直ちに納品書、その他必要な書類を添えてその旨を検査官に届出なければならない。

(受領検査)

第 21 条 甲は、前条第 2 項の届出があった場合は、当該届出に係る契約物品について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、甲の指名した検査官により受領検査を実施させるものとする。

2 受領検査の実施については、甲の定めた受領検査実施要領に規定するところによるものとする。

3 受領検査においては、納品書及び、その他必要な書類を確認した上、契約物品が契約書及び仕様書等に適合するか否により合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から 14 日以内にしなければならない。

5 乙は、受領検査に立ち会うことができる。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 受領検査を受けるのに必要な経費は、代金に含まれるものとする。

(受領)

第 22 条 甲は、乙が行った役務に関し契約物品が受領検査において合格とされた場合は、これを受領する。

2 甲は、乙が受領検査において乙が行った役務に関し不合格とされた契約物品を引き取るのに必要な期間は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

(所有権の移転)

第 23 条 納入のために必要な包装等の所有権は、仕様書に特に定めのあるものを除き、甲が役務の行われた契約物品を受領した時をもって乙から甲に移転するものとする。

(受領書の交付)

第 24 条 甲は、役務が行われた契約物品を受領した場合は、必要事項を記載した受領書を遅滞なく乙に交付するものとする。

(契約物品の保管)

第 25 条 甲が契約物品を受領後これを工場から搬出するに必要な期間は、

甲が自ら管理する場合を除き、乙は、善良な管理者の注意をもってこれを保管しなければならない。

第 5 節 代金の支払

(代金の請求及び支払)

第 26 条 乙は、業務完了書を届出た場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、甲が指定する者の行う納入の確認を得た上、受領書その他甲の指定する証拠書類を添付した適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から 30 日以内の日に乙に当該金額を支払うものとする。

(支払の例外)

第 27 条 甲は、特約条項の定めるところにより前金払をおこなう。

2 甲は、特約条項の定めるところにより部分払を行う。

(支払遅延利息)

第 28 条 甲は、約定期間(第 26 条第 3 項の期間をいう。以下同じ。)内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、年 2.8 パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第 21 条第 4 項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前 2 項の計算の例に準じ、第 1 項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(契約保証金による充当)

第 29 条 甲は、第 46 条第 1 項の規定により違約金を徴収し、又は同条第 2 項の規定により損害賠償を請求する場合は、乙が提供した契約保証金をもってこれに充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合においては、前項の徴収又は請求は相当の期間を定めてするものとし、その期間内に支払がなかつたときは、甲はこれを換価して得た金額をもって違約金又は損害賠償に充当するものとする。

(相殺)

第 30 条 甲は、乙が甲に支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

第 6 節 履行期限の猶予及び履行遅滞

(履行期限の猶予)

第 31 条 乙は、理由を添えて、履行期限の猶予を申請することができる。

2 甲は、前項の申請があった場合においては、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで履行期限を猶予することができる。

3 乙は、履行期限を過ぎた後においても、第 1 項の申請をすることができる。

(延納金)

第 32 条 乙は、前条第 2 項の規定により履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1 日につき 0.1 パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならぬ。ただし、延納分に相当する代金の 10 パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求める不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の履行期限の翌日から納入した日までの日数

(2) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の履行期限の翌日から猶予された日までの日数

(3) 履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数

(4) 履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の適用において、納入は第 20 条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第 1 項の延納金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該延納金に対し、年 5 パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(遅滞金)

第 33 条 乙は、役務を行った契約物品の納入が履行期限に遅れた場合には遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1 日につき 0.3 パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならぬ。

2 前項において「遅滞日数」とは、履行期限の翌日から遅滞分を納入した日(履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合においては、当該申請があった日)までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前項の規定の適用においては、納入は第 20 条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙は、甲が相当の期間を置いて指定する期日までに第 1 項の遅滞金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払のあった日までの日数に応じ、当該遅滞金に対し、年 5 パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

第 3 章 契約の効力等

(契約物品の納入不能等の通知)

第 34 条 乙は、理由のいかんを問わず履行期限までに役務を行った契約物品を納入する見込みがなくなった場合、役務を行った契約物品を納入することができなくなった場合又は第 36 条の規定により甲の負担となるべきものが発生した場合は、直ちに甲にこの旨を通知するものとする。

(危険負担)

第 35 条 甲乙双方の責めに帰することができない理由により、役務を行った契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は役務を行った契約物品を納入する義務を免れるものとし、甲はその代金の支払の義務を免れるものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、役務を行った契約物品を納入することができなくなった場合は、乙は当該契約物品の納入する義務を免れるものとし、甲は乙に代金(乙が、納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。)を支払うものとする。

3 前項の場合において、乙が保証金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払義務を免れる。

(損害負担)

第 36 条 役務を行っている間に事故が発生した場合において、役務を継続すべきときは、その損害は次項から第 4 項までの規定に従って負担されるものとする。

2 前項の事故が甲乙双方の責めに帰することができない理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。ただし、官給品等については、その損害は甲の負担に帰する。

- 3 第1項の事故が甲の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は甲の負担に帰する。
- 4 第1項の事故が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、その損害は乙の負担に帰する。
- 5 第2項ただし書又は第3項の場合において、乙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度でその負担を免れる。

(引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷)

第37条 前条の定めるもののほか、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品が乙の責めに帰すべき理由により滅失し、又は損傷した場合は、乙は、甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、役務を行うために乙が引渡しを受けた契約物品の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(官給品等の滅失又は損傷)

第38条 乙は、官給品等が滅失し、又は損傷した場合は、速やかにその旨を文書をもって甲に届出なければならない。

2 前項の滅失又は損傷が乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、乙は甲の指示するところに従い、乙の負担においてこれを修補し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 前項に規定する場合を除き、官給品等の滅失又は損傷によって生じた損害は、甲の負担に帰する。

(役務のかし)

第39条 乙が行った役務に関し納入された契約物品にかしがある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、かしが重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときその他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

2 前項の契約物品のかしが、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求の際、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

3 甲は、第1項の契約物品のかしが重要であり、そのため契約の目的を達することができないと認める場合は、第44条により契約を解除することができる。この場合において、甲は、返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしてもこれにより受けた利益を返還しないものとし、乙は、返還すべき金銭に利息を付さないものとする。

4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は契約解除の通知は、第1項の契約物品の納入の日(乙が当該かしにつき知って告げなかつた場合は、当該かしが発見された日)から1年内に発しなければならない。ただし、修補の

期限がこの期間の満了の日以降に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。

- 5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は、審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 6 かしのある契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品なお当該修補に係るかしがある場合に準用する。
- 8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

第4章 契約の変更等及び解除

第1節 契約の変更等

(契約の変更)

第40条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、納期、履行期限、納入場所、契約数量、仕様書の内容その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

- 2 乙は、仕様書に定めがある場合のほか必要があると認めるときは、甲に対し技術変更提案を提出することができる。
- 3 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。
- 4 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要が生じた場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生ずる見込みがあるときその他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これをとりまとめて行うこととすることができる。
- 5 乙は、官給品等の支給又は貸与その他この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において必要があるときは、納期、履行期限その他この契約に定めるところを変更するため甲と協議することができる。

(支払限度額の変更)

第41条 甲は、年度ごとの業務完了書確認の結果、支払限度額の内容に変更が生じた場合は、乙と協議を行い、年度ごとの支払限度額の範囲内で各年度末まで変更契約を行うものとする。

(事情の変更)

第42条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となつたと認められる場合は、この契約定めるところを変更するため協議することができる。

2 前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合は、第40条第3項の規定を準用する。

(役務の一時中止)

第43条 甲は、役務が完了するまでの間において、その役務を一時中止させることができる。

2 甲が役務を一時中止させた場合において乙に損害が生じたときは、乙はその損害につき甲に賠償を請求することができる。

3 前項に規定する損害賠償の請求は、役務再開の日から30日以内に文書により行わなければならない。

4 役務を一時中止した後再開した場合の納期、履行期限については、第40条第5項の規定を準用する。

第2節 契約の解除

(甲の解除権)

第44条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を行った契約物品を納入しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を行った契約物品を納入することができなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第45条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第46条 甲は、第44条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲はその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第32条第4項の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

(損害賠償)

第47条 甲は、第44条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が役務を行った契約物品を納入しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

- 2 第 45 条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 前 2 項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に文書により行わなければならない。

第 5 章 秘密の保全

(秘密の保全)

第 48 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確實にしなければならない。

第 6 章 雜則

(調査)

第 49 条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るために必要な場合は、乙に対し、その業務若しくは資料の提出又は指示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前 2 項に規定する調査に協力するものとする。

(効力発生の時期)

第 50 条 甲から乙に対する文書の通知は甲が発信した日から、乙から甲に対する文書の通知は甲が受信した日から、それぞれ効力が発生するものとする。

(その他)

第 51 条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特殊条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特殊条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

(裁判管轄)

第 52 条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

別紙様式（第20条関係）

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第2補給処
十条支処調達課長 殿

住 所
会社名
代表者名

印

業 務 完 了 書

下記契約の仕様書 の要求に基づき契約物品の納入及び作業が完了したので、特別契約条項第20条に基づき以下のとおりお届けします。

1 納入状況

2 作業期間：平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 実施作業の概要

記

統 制 番 号：

契約番号（契約年月日）：

品 名：

数 量 単 位：

納 期：

平成 年 月 日

上記届出の内容について相違がないことを確認した。

受領検査官 所 属
階 級
氏 名

印